入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年1月15日

(契約責任者)中日本高速道路株式会社
金沢支社長　源島　良一

1　工事概要

(1)工事名　北陸自動車道 越坂トンネル他 9 トンネル 2IC1SA1PA 受配電自家発電設備更新その他工事
(電子入札(郵送入札)対象案件)

(2)工事場所　自)滋賀県長浜市木之本町
至)福井県南条郡南越前町

(3)工事内容　本工事は、北陸自動車道 越坂トンネル他9トンネル2IC1SA1PAにおいて、受配電自家発電設備の更新等を行うものであり、これに伴う機器の製作・据付・配管配線・試験調整等の一切を行うものである。

(4)工事概算数量　受配電設備更新　・・・14 箇所
自家発電設備更新　・・・8 箇所
自家発電設備新設　・・・2 箇所

(5)工期　契約締結の翌日から 720 日間

(6)本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

(7)本工事は、入札時に技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案(以下、「総合評価技術提案」という。)及び総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(機器型)の適用工事である。

(8)本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議(以下「確認協議」という。)を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

(9)本工事は、現地施工にかかる費用のみを対象に低入札調査を行う工事である。

(10)本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札(郵送入札)運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札(郵送入札)運用マニュアルに基づき、契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

(11)本工事の契約の締結は、電子契約によることができる。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1)「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2)「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加資格者」のうち、「受配電設備工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

(3)会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2(2)の再認定を受けた者を除く）でないこと。

(4)施工実績

平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）し、発注者から認定された次の工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧JH」という。）が発注し、平成10年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。）

区分	要件
求める実績	複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧 6,000V 以上、一基あたりの主変圧器容量 200KVA 以上の停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事 ①　機器の製作（他社への依頼製作を含む） ②　機器の設置 ③　試験調整

(5)配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任(監理)技術者を当該工事に建設業法に基づき配置できること(建設業法第26条3項に該当する工事においては、主任(監理)技術者は専任で配置すること)。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事(旧ＪＨが発注し、しゅん功した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工事を含む)している期間とする。

① 主任(監理)技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 主任(監理)技術者が技術資料の提出時に、建設業法の許可業種(電気工事業)に係る資格を有すること。

④ 現場代理人又は主任(監理)技術者のうち1名以上が､元請としてしゅん功(完了)し、発注者から認定された下記の工事の経験(平成10年度以降の実績でなくても良い)を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

区分	要件
求める経験	複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧 6,000V 以上、一基あたりの主変圧器容量 100KVA 以上の停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

(6)主要設置予定機器等の評価

①本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、平成 10 年度以降に次表に示す主要機器又は同種機器の納入実績が有ること。

主要機器	「施設機材仕様書集　中日本高速道路株式会社」による受配電設備
同種機器	複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧 6,000Ｖ以上、一基あたりの主変圧器容量 200KVA 以上の停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備

②主要機器の保守技術支援体制があること。

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

(7)競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事･調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 1」において、資格登録停止を受けていないこと。

(8)中日本高速道路株式会社の発注工事で、当該工種における過去 2 年間(平成 23・24 年度)の各年度の工事成績評定点の平均点が 2 年連続 65 点未満でないこと。

(9)上記 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

(1)総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料を提出し、当該資料に記載された総合評価技術提案内容の評価から付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2)評価項目及び評価指標

評価種別			評価指標
大項目	中項目	小項目	
工事目的物の保証に関する事項	保証条件等	①無償修理保証期間(製品保証)※1	主要機器の無償修理保証期間を評価する。 ・無償修理保証期間は1年を標準値とする。 ・無償保証期間の単位は 1 年単位の整数とする。
		②保守部品の供給保証期間	主要機器の保守部品の供給保証期間を評価する。 ・保守部品の供給保証期間は製造中止告知後、中止してから5年を標準値とする。 ・供給保証期間の単位は 1 年単位の整数とする。
工事目的物の性能、機能に関する事項	保守体制	③派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間	主要機器の故障やシステムの機能障害発生時に、派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点迄の派遣に要する時間を評価する。 ・保守拠点は敦賀保全・サービスセンターとし、24時間で到着することを標準とする。 ・障害発生連絡を午前0時に受けたと想定し、派遣技術者の常駐場所から敦賀保全・サービスセンターまでの移動手法及び移動時間を記載する。 ・単位は1時間単位の整数とする。

評価種別			評価指標
大項目	中項目	小項目	
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能の向上	④機器等の維持管理性向上	主要機器の維持管理性向上に関する下記 1)～3)項目について、標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに評価する。※2・4 1)定期交換が必要な機器の部品交換の簡便性 2)障害復旧の簡易化 3)機器の長寿命化 優　：標準案に比べ、非常に優れている。 良上：良に比べ、やや優れている。 良　：標準案に比べ、優れている。 良下：良に比べ、やや劣る。 可　：標準案と同等である。
社会的要請に関する事項	環境に配慮した機器の使用	⑤変圧器の変換損失	主要機器の変圧器のエネルギー消費効率を評価する。 ・変圧器の変換損失値は、JIS C 4306 及び JEC-2200 の試験方法で測定し、エネルギー消費効率を算出する。 （対象となる変圧器は、本工事で使用する一次側高圧変圧器の全てとし、エネルギー消費効率［全損失W］の単純合計で評価）

※1　求める製品保証の内容は、下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用とする。

・使用上の誤り、製品、及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。
・他の機器に起因して受けた故障や損傷。
・偶然、且つ外的要因(物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など)により生じた故障や損傷。
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。

・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。
・各部の通常の使用による汚れ。
・故障や損傷に起因して、また、故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のため NEXCO が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用。

※2　「標準案」とは、設計図書に参考として示した図面及び仕様書による工事目的物のうち、主要機器の工事材料及び製作する機器をいう。

※3　主要機器とは、記 2(6)に掲げる本工事で設置予定の「主要機器」をいう。

※4　評価項目④については、1）～3）項目それぞれに対して 3 提案以内とし、4 提案以上の場合は評価項目④に関する全ての提案を不採用とする。なお、総合評価技術提案が１案もない場合でも標準案での施工を可とするが、総合評価技術提案の枚数は提案数に係らず説明図面及び写真等を含み A4 用紙 6 枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。

(3)評価点の付与方法

評価項目の項目別配点は、評価指標により判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

評価項目			判定	項目別配点
大項目	中項目	小項目		
工事目的物の保証に関する事項	保証条件等	①無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間	3 年以上	10 点
			2 年	5 点
			標準値(1 年)	0 点
		②保守部品の供給保証期間	標準値(5 年)以上の提案値(供給保証期間)を提案した者について、提案値が最も多い者に 10 点を付与し、標準値を 0 点とし、提案値に応じて按分した点数を付与する。(少数第 3 位を四捨五入し少数第 2 位とする。)	
	保守体制	③派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間	6 時間未満	20 点
			6 時間以上 9 時間未満	15 点
			9 時間以上 12 時間未満	10 点
			12 時間以上 24 時間未満	5 点
			24 時間以上	0 点
工事目的物の保証に関する事項	性能・機能の向上	④機器等の維持管理性向上	優	30 点
			良上	22.5 点
			良	15 点
			良下	7.5 点
			可	0 点
社会的要請に関する事項	環境に配慮した機器の使用	⑤変圧器の変換損失	最小の提案値(変圧器の変換損失値)を提案した者に 30 点を付与し、その他の提案者は提案値に応じて按分した点数を付与する。 付与点数＝30 点×最小の提案値/提案値 (少数第 3 位を四捨五入し少数第 2 位とする。)	

(4)落札者の決定方法

総合評価技術提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に 0.5 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：(技術評価点×α)+(価格評価点×0.5)

αの値は「0.2」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点 100 点)

③ 価格評価点：100-200×(P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)

L：契約制限価格

X：最低入札価格

(5)(4)において、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 総合評価技術提案の履行に関する事項

①保証条件等、保守体制

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、「故意によるかし」としてその補修又は損害賠償を請求する。

②上記以外の評価項目

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大 10 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。

また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(7) 本工事の総合評価技術提案資料の提出にあたっては、標準案の内容について、総合評価技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価技術提案資料を提出すること。総合評価技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価技術提案資料においてその意思を表示すること。

(8) 総合評価技術提案の採否

総合評価技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、総合評価技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は総合評価技術提案が不採用であった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(9) 総合評価技術提案にあたっての留意事項

総合評価技術提案書の作成にあたっては、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。工事目的物の変更及び、条件を満足しない提案については、不採用とする。

4　入札手続等

(1)担当部局

〒920－0365　石川県金沢市神野町東 170

中日本高速道路株式会社　金沢支社　総務企画部　経理チーム

電話　076－240－4935

(2)技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、特記仕様書、金抜設計書(以下「設計図書等」という。)を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成26年2月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：上記4(1)に同じ。

③交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

(3)申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料、総合評価技術提案資料及び競争参加資格確認申請書を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価技術提案資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成26年1月15日(水)から平成26年2月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出場所：上記4(1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子ﾌｧｲﾙの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、上記4(3)①の期間に、上記4(1)に郵送すること(書留郵便に限る。)

(4)開札(入札執行)の日時及び場所

①電子入札による入札

平成 26 年 3 月 24 日(月)午前 10 時～平成 26 年 3 月 26 日(水)午後 4 時

②郵送による入札書の受領期限(紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る)

平成 26 年 3 月 24 日(月)午前 10 時～平成 26 年 3 月 26 日(水)午後 4 時上記 4(1)まで

③開札日時　：平成26年3月27日(木)午前10時30分

④開札場所　：上記4(1)の中日本高速道路株式会社　金沢支社

5　その他

(1)契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4)落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(5)配置予定主任(監理)技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記2(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6)低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(7)専任の主任(監理)技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約をする場合においては、主任(監理)技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(技術資料作成要領参照)。

(8)申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(9)提出された申請書等は、原則として返却しない。

(10)手続における交渉の有無　　無
(11)契約書作成の要否　　要
(12)当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
(13)関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じ。
(14)競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
(15)詳細は技術資料作成要領による。

以　上